

した。(第3条関係)

- ① 「重度」の区分が廃止されたことに伴い、用語の整備を行うこととした。
- ② 業務に関する規定を身体障害者授産施設支援に関する内容に改めることとした。
- ③ 利用料金制度移行に伴う規定の整備を行うこととした。
- (4) 熊本県知的障害者授産施設条例の規定について所要の改正を行うこととした。(第4条関係)
  - ① 業務に関する規定を整備することとした。
    - ア 知的障害者短期入所に関する業務を追加することとした。
    - イ 知的障害者授産施設支援に関する業務に変更することとした。
    - ウ 児童短期入所に関する業務を追加することとした。
    - エ その他の業務に関する規定を変更することとした。
  - ② 利用料金制度移行に伴う規定の整備を行うこととした。
- (5) 熊本県身体障害者更生施設条例の規定について所要の改正を行うこととした。(第5条関係)
  - ① 業務に関する規定を身体障害者更生施設支援に関する内容に改めることとした。
  - ② 利用料金制度移行に伴う規定の整備を行うこととした。
- (6) 施行日  
この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- (1) ホテル営業の施設の構造設備の基準を次のとおり定めることとした。(第6条第1項関係)
  - ① 収容定員に応じた規模のロビー及び食堂を有し、当該食堂には椅子及びテーブルを備えること。
  - ② 玄関帳場等には、出入り状況の把握等の妨げとなるついで、カーテン等を備え付けないこと。
  - ③ 客室は、次のとおりであること。
    - ア 天井の高さは、床から2.1メートル以上であること。
    - イ 窓その他の開口部で換気に有効な部分の面積は、その客室の床面積の14分の1以上であること。
    - ウ 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、その客室の床面積の7分の1以上であること。
    - エ 和式の構造設備による客室と他の客室との境は、壁造りであること。
  - ④ 浴室は、次のとおりであること。
    - ア 換気及び採光又は照明のための設備を有すること。
    - イ 共同浴室は、宿泊者の入浴に支障のない措置を講じた場合を除き、男子用及び女子用にそれぞれ区分して設け、脱衣設備を有する適当な規模の脱衣場を浴室に隣接して設けること。
  - ⑤ 便所は、次のとおりであること。
    - ア 防虫及び臭気抜きの設備並びに手洗設備を有すること。
    - イ 便所を付設していない客室を有する階には、調理室等から適当な距離を有する位置に共同便所を設けること。
    - ウ 共同便所を設ける場合の便所の数は、客室(便所を付設している客室を除く。)の収容定員10人までごとにつき大便所及び小便所各1個以上とすること。
  - ⑥ 洗面所は、次のとおりであること。
    - ア 洗面設備を付設していない客室を有する階には、共同洗面所を設けること。
    - イ 共同洗面所を設ける場合の洗面器又は給水栓の数は、客室(洗面設備を付設している客室を除く。)の収容定員5人までごとにつき1個以上とすること。
  - ⑦ 宿泊者の寝具は、収容定員の数以上を備え、その保管設備を設けること。
  - ⑧ 都市計画法に規定する商業地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により店舗型性風俗特殊営業が禁止される区域を除く。)以外の地域にある場合は、宿泊しようとする者が駐車場から客室へ直接出入りできる構造でないこと等の要件を満たすこと。
- (2) 旅館営業の施設の構造設備の基準は、(1)の②から⑧までに規定する基準とすることとした。(第6条第2項関係)
- (3) 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を次のとおり定めることとした。(第6条第3項関係)
  - ① (1)の③から⑧までに規定する基準
  - ② 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。
  - ③ 階層式寝台を設ける場合は二層までとし、その幅は0.9メートル以上、長さは1.8メートル以上であること。
- (4) 下宿営業の施設の構造設備の基準を次のとおり定めることとした。(第6条第4項関係)
  - ① (1)の③から⑦までに規定する基準